

# 「AV出演」の強要には、「NO」と言おう！

Q 「AV出演強要」って何？

A 「アイドルになりませんか」等と声をかけられてスカウトされた若年女性が、契約後に、AV(アダルトビデオ)に出演させられるとわかり、断ろうとしたところ、「違約金を払え」、「親等にばらす」等と脅されて、本人の意に反してAV出演を強要されるというものです。



Q 「AV出演強要」って法律違反なの？

A 脅迫する等により、本人の意に反し、義務のないことをさせることは、法律違反にあたります。

ポイントは「出演契約」が法律上有効か否かです。有効でなければ、従う義務はありません。18歳未満の場合、AV出演自体が法律違反です。



## 民事における「契約」の一般的な考え方

- 民事上の契約ができるのは、20歳以上
- 詐欺や脅迫に基づくものであれば、AV(アダルトビデオ)への出演を承諾した意思表示を取り消すことができる
- 女性側がアダルトビデオへの出演を承諾していなければ、アダルトビデオに出演することを内容とする契約としては、成立していない

## ★ AV出演強要により受けるダメージ

- 身体的、精神的な被害を受ける
- 1度出演すると、抜け出すことが困難
- 映像を繰り返し使用、流通されることによる二次被害に悩み、苦しみが続く
- 家族、友人、学校、職場などに知られないかとおびえ続ける
- 出演を知られることにより、人間関係が壊れる、職場に居づらくなる



- @ スカウトされても安易に契約しない！
- @ もし万一、AV出演強要のトラブルに巻き込まれたら、1人で悩まず、警察にすぐ相談！！
- @ 相談は最寄りの警察署又は京都府警察本部(075-451-9111)まで！

# 「JKビジネス」には近づかない！

Q 「JKビジネス」ってなに？

A 「JKビジネス」とは、女子高校生らが男性客の求めに応じて、様々なサービスを提供するものです。



Q 「JKビジネス」はなにがいけないの？

A 性的な被害や児童買春等の被害にあうケースや、アダルトビデオに無理矢理出演させられるなどのトラブルが多発しています。



「JKビジネス」の実態とは、学生服や水着等を着用して

- 「リフレ」(リフレソロジー)  
客の身体のマッサージや添い寝をするなど、客と身体を接触させる
- 「撮影」  
胸部等をことさら強調する姿勢を取り、客に撮影させる
- 「コミュ」(コミュニケーション)  
会話、占い、カウンセリング、ゲーム等を客と一緒にするなどがあり、安易に働くことはとても危険です。

JKビジネスは、短期間に、手軽に大金を稼ぐことができるアルバイトのように見えますが

- 強制わいせつや児童買春などの性的被害にあった
  - 男性客に、自分のことをインターネット上に書き込まれた  
(プライバシーがさらされた)
  - 辞めたいのに、なかなか辞めさせてもらえなかった
  - 客にくり返しつきまとわれるストーカー被害にあった
- など、心身に深刻なダメージを受ける被害が発生しています。

① JKビジネスに関するトラブルに巻き込まれたらひとりで悩まず、警察にすぐ相談！！

② 相談窓口 ヤングテレホン 075-551-7500  
京都府警察本部 075-451-9111

